

林産試験場の特許などを使いませんか？

—許諾手続きについて—

総務部 総務課 財産係

現在、我が国は「知的財産立国」を目指して知的財産の創造・保護及び活用を戦略的に促進しています。北海道においても知的財産に対する取り組みを強化してきており、知的所有権等に関する技術情報の収集・提供を積極的に行っています。

林産試験場では、所有している知的財産を積極的に道内企業に活用してもらい、企業が新たな付加価値を創造することを支援したいと考えています。林産試験場が所有している知的所有権の内訳は、特許権 23件、意匠権 5件、育成者権 1件となっています（表1）。また、特許権 7件、意匠権 1件、育成者権 2件について出願中です。

表1 林産試験場の知的財産権一覧

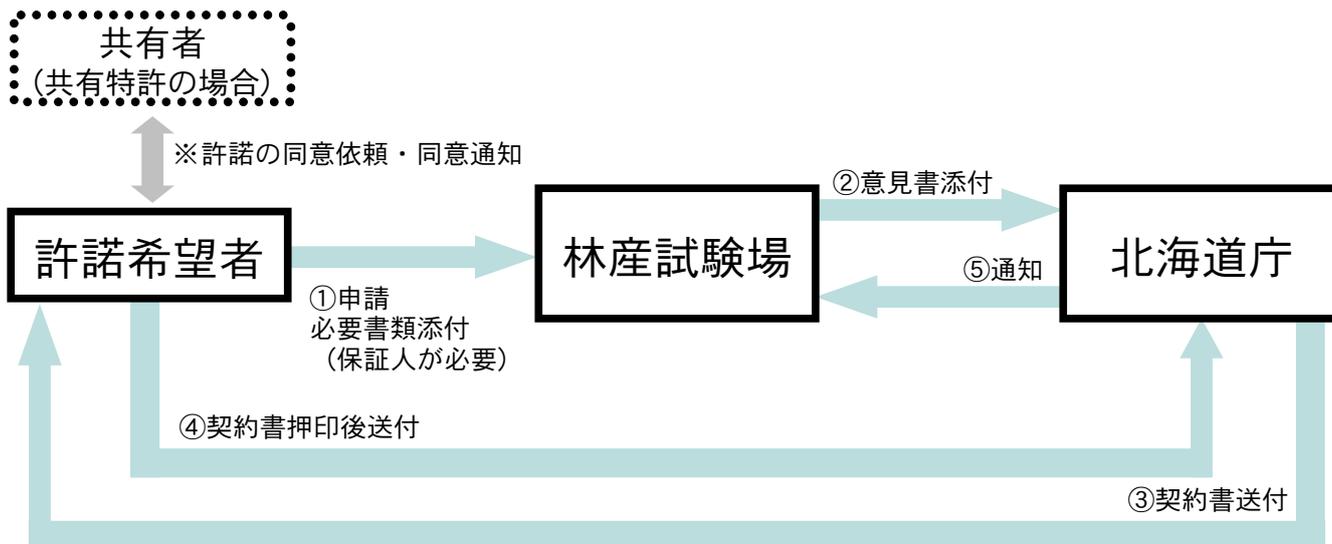
平成 18 年 11 月現在

区分	登録されているもの	
	件数	特許等の名称
特許権	23	1 木質材料の改質方法 2 ササ類からキシロオリゴ糖を主成分とする糖液を製造する方法 3 油吸着材の製造法およびその連続製造装置 4 床構造 5 木質複合化パイプ・棒の製造方法 6 澱粉粕を原料とする新規な吸水性材料及びその製造方法 7 リグノセルロース物質の液化処理方法 8 植物性繊維材料からなる土壌被覆材 9 木材への薬剤の含浸方法 10 らせん形積層材の製造装置 11 水溶性切削液に混入する油の除去法 12 植物資材による脱臭能、イオン交換能、触媒能を有する炭化物製造方法 13 視覚障害者用歩行補助装置 14 視覚障害者用誘導ブロック 15 植物葉の鮮度保持処理方法 16 動物忌避剤 17 ホルムアルデヒド吸収能を有する生成物及びその製造方法 18 木質複合板の製造方法 19 視覚障害者用方位指示装置 20 棧木配置装置 21 動力式釘抜き装置 22 発熱合板及び発熱複合パネル 23 木の玉の製造装置
意匠権	5	1 机 2 子供用いす 3 園芸療法用レイズドベッド 4 屋外用移動式花壇 5 いす
育成者権	1	1 ぶなしめじ・マーブレ88-8

これらの知的財産の情報は、林産試験場のホームページや刊行物、北海道知的財産活用システム¹⁾などにより周知しており、皆様から要望があった場合には特許許諾という形で使用していただいています。

林産試だよりでは、今月号から来月号にかけて、林産試験場が持つ特許等について、それらがどのように企業で活用されているか、いくつかの事例を紹介します。活用できそうな特許等がありましたら、総務部総務課財産係までご一報ください。使用契約に関して相談させていただきます。

以下に、特許をご使用いただくまでの一般的な流れを示します（図1）。



①で必要な添付書類

個人の場合	法人その他団体の場合
1 許諾申請書（様式有り）	1 許諾申請書（様式有り）
2 実施計画書（様式有り）	2 実施計画書（様式有り）
3 理由書	3 理由書
4 住民票抄本	4 登記簿
5 身分証明書（市町村発行）	5 定款

※4・5は申請者・保証人ともに必要な書類です。

図1 特許許諾申請手続きの流れ図

特許の実施料（道に納めていただく金額）は、基本額 × 実施料率 × 1.05 となります。基本額とは売上金額（販売単価 × 販売数量）のことで、それがはっきりしない場合は、発明を利用することによる価値や利益の増加額を見積もります。実施料率とは、基準率 × 利用率 × 増減率 × 開拓率のことで、基準率は表 2 のようになっており、基本額の算定法や価値の大きさにより割合が変わります。

利用率とは、製品の全体価値に占める発明分の価値の割合です。増減率は公益上特に必要があると認められる場合などを除き、通常は 100 パーセントとなります。開拓率も、工業化を図るための研究に多額の費用を要する場合や普及宣伝に多額の費用を要する場合を除き、通常は 100 パーセントとなります。

こちらについても、詳細についてはお問い合わせください。

表 2 基準率

区分	販売価格を基礎とする場合	価値若しくは価値の増加又は利益金額を基礎とする場合
実施上価値上のもの	4%	30%
実施上価値中のもの	3%	20%
実施上価値下のもの	2%	10%

参考資料

1) 北海道知的財産活用システム：

<https://www.chizai.pref.hokkaido.lg.jp/chizai/extra/index.do>

お問い合わせ先：総務部総務課財産係 TEL0166-75-4233（内線 92）